

京都市上下水道局組織及び事務処理規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第11号

京都市上下水道局組織及び事務処理規程等の一部を改正する規程
(京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部改正)

第1条 京都市上下水道局組織及び事務処理規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表技術監理室の部監理課の項中「施設検査係長, 設備検査係長」を「技術調整係長, 土木検査基準係長, 設備検査基準係長, 土木技術管理係長, 設備技術管理係長, 環境技術係長」に改める。

第6条職員課の項第13号中「管理及び出納」を「出納及び保管」に改める。

第8条監理課の項中第22号を第23号とし, 第11号から第21号までを1号ずつ繰り下げ, 第10号の次に次の1号を加える。

(11) 事業・防災拠点の整備に係る技術的事項に関すること。

第9条施設課の項第2号中「管理及び出納」を「出納及び保管」に改める。

第11条営業所の部第8号中「, 取替え」を「及び取替え」に, 「は除く」を「を除く」に, 「及び出納保管」を「並びに出納及び保管」に改め, 同条水道管路管理センターの部北部配水管理課及び南部配水管理課の款事務係の項第4号中「出納保管」を「出納及び保管」に改め, 同項第8号を同項第9号とし, 同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 工事用資材及び給水装置用材料の需給調整, 検査, 出納及び保管に関すること(南部配水管理課に限る。)

第11条水道管路管理センターの部北部給水工事課及び南部給水工事課の款事務係の項第4号中「出納保管」を「出納及び保管」に改め, 同項第10号中「及び出納管理」を「, 出納及び保管」に改め, 同款量水器係(南部給水工事課に限る。)の項第1号中「及び指導」を削り, 同項第4号中「貯蔵品(被服及び活性炭を除く。)」を「水道メーター」に, 「管理及び出納」を「出納及び保管」に改め, 同号を同項第5号とし, 同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 検定の有効期間が満了する水道メーターの取替えに関すること。

第11条浄水場の部第6号，疏水事務所の部管理系の項第4号及び水道管路建設事務所の部第3号中「出納保管」を「出納及び保管」に改める。

(京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部改正)

第2条 京都市上下水道局職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表中「，、資産・拠点整備担当部長」を削る。

(京都市上下水道局給与等資金前渡規程の一部改正)

第3条 京都市上下水道局給与等資金前渡規程の一部を次のように改正する。

第1条第1項本文中「，上下水道局職員」を「及び上下水道局職員」に，「は，職員課長に資金前渡」を「(以下「給与等」という。)については，その資金を職員課長に前渡」に改め，同条第2項中「前項に規定する資金前渡は，職員課長」を「職員課長」に，「給与労政係長」を「給与厚生係長」に，「その」を「前項の規定による給与等の資金の前渡(以下「資金前渡」という。)に係る」に改める。

第2条第1項中「その」を「資金前渡に係る」に改め，同条第2項中「前項」の右に「の規定」を加え，「の所属課長」を「が属する課等(京都市上下水道局組織及び事務処理規程第1条第1項に規定する室及び課並びに同条第2項から第5項までに規定する事業所をいう。)の長(水道管路管理センターにあつては，北部配水管理課長，南部配水管理課長，北部給水工事課長及び南部給水工事課長とする。)」に改める。

第3条の見出し中「資金前渡」を「前渡金」に改め，同条第1項中「資金前渡」を「第1条第1項の規定により前渡する資金(以下「前渡金」という。)」に改め，「すべき」の右に「給与等の」を加え，「諸控除金を」を「控除金(以下「諸控除金」という。)の額及び口座振替の方法により支払う給与の額を」に，「諸控除金は」を「当該諸控除金は」に改める。

第5条第1項中「速やかに」の右に「職員への前渡金の」を加える。

第6条中「常に」を「，常に前渡金の」に改める。

第7条中「職員課長の現金取扱いに関し」を「この規程による資金前渡に係る事務に関し，職員課長に対し」に，「請求し」を「求め」に，「，実地」を「実地」に改める。

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)